【 資 料 ２ 】

# 「メンタルヘルス・アクションプラン」の策定要領

（平成27年6月22日福利課長決定）

## １　趣旨等

道立学校等の衛生委員会は、職場のメンタルヘルスを守るためにも重要な役割を担っている場であるが、その趣旨が十分に生かされていない現状も見受けられることから、メンタルヘルス対策の一層の充実を図るため、衛生委員会は「メンタルヘルス・アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の策定に努めることとする。

## ２　アクションプランの策定

（1）　道教委の取組

①　道教委は、道立学校等の衛生委員会が毎年度、「アクションプラン」を策定する作業に資するため、「メンタルヘルス対策の重点取組事項」（以下、「重点取組事項」という。）を決定し、道立学校等に提示する。

（2）　学校等の取組

①　衛生委員会は、職場のメンタルヘルス対策に係る取組の一層の充実を図るため、毎年度、「アクションプラン」を策定する。

②　衛生委員会は、この要領のほか、道教委が毎年度示す「重点取組事項」等に基づいて、当該年度における職場のメンタルヘルス対策に係る具体の取組を「アクションプラン」として策定する。

## ３　アクションプランの項目

衛生委員会は、主として、次に掲げる項目について「アクションプラン」に定める。

①　職場研修の実施（ヘルスアップセミナー・健康講話・巡回健康相談の活用など）
（研修用資料として、ＤＶＤ・リーフレット等の活用など）

②　「メンタルヘルスの日」の設定

③　ストレスチェックの結果の活用等（ストレスチェック制度への対応）

④　心の健康相談室の活用

⑤　家族向けリーフレットの活用

⑥　心療内科（平日の夜間等に診察可能な医療機関）の情報など関連情報の活用

⑦　「アクションプラン」に定めた取組の進捗状況の確認等

⑧　その他、職場のメンタルヘルス対策として必要な事項

## ４　アクションプランの進捗状況の確認等

（1）　道教委の取組

道教委は、校長会等の教育関係団体と連携し、毎年度末に、「アクションプラン」の取組結果の総括のとりまとめを行うなど、ＰＤＣＡサイクルにより、メンタルヘルス対策の取組に係る不断の見直しに努める。

（2）　学校等の取組

①　衛生委員会は、毎年度当初に策定する「アクションプラン」に基づいて、職場のメンタルヘルス対策に係る取組を実施するとともに、その進捗状況等について定期的な確認等に努める。

②　衛生委員会は、毎年度末、「アクションプラン」の取組結果の総括を行うなど、ＰＤＣＡサイクルにより、メンタルヘルス対策の取組に係る不断の見直しに努めること。

## ５　その他

（1）　この要領に定めるもののほか、「アクションプラン」の策定等に必要な事項については、北海道高等学校長協会や北海道特別支援学校長会等の関係団体と協議の上で、道教委が決定する。